

第1回貿易分野データ連携ワーキンググループ

議事要旨

議 題	第1回貿易分野データ連携ワーキンググループ
開催日時	令和4年12月23日(金) 15時00分～16時50分
開催場所	オンライン (Teams 会議)

【議事概要】

1. 経済産業省挨拶【経済産業省貿易経済協力局貿易振興課 阿部課長】

- 本ワーキンググループ（以下、WG）では、タスクフォース（以下、TF）で議論された国際標準をもとにしたフォーマットの有効性、施策の方向性の議論を行っていただきたい。特に施策案としてガイドラインやレジストリの策定を提案するが、官民連携の方向性を含めて忌憚のない意見をいただきたい。

2. WG参加者紹介

（事務局から参加者の名前と所属を確認した。）

3. 事務局からの資料説明

（事務局から「資料3：貿易分野デジタル化の実現に向けた施策の検討」について簡潔に説明した。）

4. ディスカッション

（1.施策案リスト以外の施策について。2.各施策案の取組内容に対するご意見。3.施策の優先度について。4.各施策における官民の役割分担について。5.その他の5点についてディスカッションを行った。）

- P.20の【施策案 b.ルールの統一化（国内）】に関して、電子譲渡可能記録に関しては eB/L の対応が進んでいるが、為替手形（Promissory Note）など金融関係書類の電子譲渡の法整備に関して三菱 UFJ 銀行と議論を行ったことがあり、これも法整備のスコープに含めることが望ましいという意見が上がった。また、利用促進の【施策③-e-1 中立的なインフラとの連携用 IF を実装する民間事業者に対する推進支援】に関して、経済産業省の補正予算に関するニュースを受けて、複数の商社や荷主企業から問い合わせを受けるなど、このトピックに関するニーズは高いと思われる。（株式会社トレードワルツ 染谷氏）
- 3点ある。1点目は【施策②-d 相互運用性を担保する貿易データ流通インフラの整備】に関して、国際的に共通で利用できる物理的なデータ流通インフラの整備は不可能であるが、一方で、国際的に利用するデータ流通インフラは日本国内で整備しても無意味であり、国別、地域別、業務別の様々なプラットフォームが登場している状況を踏まえ、国際的な合意に基づく物理的なデータ流通インフラを相互運用するためのフレームワークが重要と考えている。それ

を行う主体が、ICC か UN/CEFACT かは分からないが、相互運用的にデータ基盤インフラを活用するフレームワークを検討すべきである。2点目は【施策②-a 実業務に即した国際標準化や、業務横断で利用可能な国際標準化のための、国際標準化機関への変更申請】に関して、日本企業の国際標準化活動への参画は積極性が不足していると感じている。例えば、ICC 日本委員会や UN/CEFACT、船舶業界では SMDG (Ship Message Design Group)、フォワーダ業界では FIATA (International Federation of Freight Forwarders Association)、コンテナ業界では DCSA (Digital Container Shipping Association) 等が存在するが、商社や運輸業などの日本企業が積極的に参加できるような奨励策が必要だと感じている。ISO/IEC に関しては、経済産業省産業技術環境局が網羅的に取り組んでいるが、貿易関係の標準は統一的な整理がない。3点目は【施策②-b-4 貿易デジタル化のための国家戦略を提案するための民間セクターの設置】に関して、既に UN/CEFACT 日本委員会や ICC 日本委員会が存在しているので、これらの既存の団体を核にしてこの取組を推進するのも一案と考える。(一般財団法人日本貿易関係手続簡素化協会 菅又氏)

- 【施策②-d 相互運用性を担保する貿易データ流通インフラの整備】は非常に重要だと認識している。様々なルールを導入しても、それを共通して実装するプラットフォームがなければ意味はない。ただ、事務局の資料ではデータ流通インフラは 2024 年から 2025 年頃の導入となっているが、NACCS など既存のインフラの中立的な活用も考えられる。NACCS 上でもベースレジストリは構築されており、実現に向けた時間軸も踏まえると既存のシステムの活用は重要である。(株式会社 NTT データ 河田氏)
- 【施策②-b-4 貿易デジタル化のための国家戦略を提案するための民間セクターの設置】に関して、複数省庁間で議論が行われている。従来、財務省の貿易の電子化のあり方検討会をはじめ、経済産業省や内閣府でも議論が行われ、結果的にサイバーポートの構築につながったと認識している。しかし、これまでの議論は個々最適で進んでいる(サイバーポートの情報連携基盤は NACCS 接続なのか、置き換えなのか位置づけが不明確)。このため、エコシステムになっておらず重複投資となっていることから、グランドデザインを望む。国際標準を利用することについても、2010 年に日本開催の APEC にて、日本を中心に「Supply Chain Visibility」の議論において国際標準の活用を提案し、その後、GDS(Global Data Standard)の議論につながったが、議論の範囲が大きく総論賛成、各論は停滞となっている。例えば、将来的にどういう形にしたいのか、今見えている範囲はどこなのか、という議論を行い政策的に調整が進むことを期待している。(株式会社日立製作所 鶴若様)
- 参考資料 1 の P.27 に記載されているデータレジストリに関して、データモデルは誰がどのように取りまとめていくのか。(商船三井システムズ株式会社 山成様)
 - レジストリに収録するデータモデルは、新規に作成するのではなく、国際標準に準拠する形で、UN/CEFACT などで提示されている既存のデータモデルを収録する想定である。(事務局)
 - UN/CEFACT では、20 年来データモデルを作成してきており、多くの分野でデータモデルが整備されている。しなしながら、TF のマッピングで検討を行ったようにデータ項目が不足しているケースも散見される。そのため、データモデルが年に 2 回定期的に更新されている

のが現状である。データモデルの作成に関与したい場合は、UN/CEFACT の作業グループに参画してほしい。(一般財団法人日本貿易関係手続簡素化協会 菅又氏)

- ▶ その場合、物流データモデル、製造系データモデル等のそれぞれのデータモデル(参考資料1のP.27)に関して、UN/CEFACT に紐づくインデックスのようなものは既に作成されているのか。(商船三井システムズ株式会社 山成様)
 - ▶ インデックスのようなものは存在しないが、流通系と製造系と物流系のモデルは既に存在する。ただし、カーボンフットプリントのデータモデルはまだ存在しない。(一般財団法人日本貿易関係手続簡素化協会 菅又氏)
 - ▶ カーボンフットプリントが当面の対象範囲から外れているが、近年は貿易関連の手続でカーボンフットプリントとの連携が求められることが多くなっている。(商船三井システムズ株式会社 山成様)
 - ▶ 現時点での国際標準のデータモデルはないが、参考情報として、CO2 排出量の計算ルールの策定を行っている民間団体(GLEC)等でデータ連携時のデータ項目を定めている事例もあり、今後これらがデファクトスタンダードとなる可能性はある。(事務局)
- UN/CEFACT のデータ欠損に関して【施策②-a 実業務に即した国際標準化や、業務横断で利用可能な国際標準化のための、国際標準化機関への変更申請】の優先度が「◎：特に高い」ではなく「○：高い」として整理されている。ただ、今後継続的に日本が国際標準の変更要求を行うムーブメントができれば、結果的に国際標準化に関心を持つ人が増えることが期待される。今後、日本での動き全体を盛り上げていくために、【施策②-a 実業務に即した国際標準化や、業務横断で利用可能な国際標準化のための、国際標準化機関への変更申請】の優先順位を上げて良いと感じた。(株式会社トレードワルツ 染谷氏)
 - 海外調査も行っていると思うがベストプラクティスやワーストプラクティスを学ぶことで、同じ轍を踏まないようにすることが重要だと感じた。また、プラットフォームやインフラに関して、情報セキュリティの課題は今後必ず出てくると思うが、情報を秘匿化して必要な人にだけ開示する、という技術も出てきているので、新技術を踏まえて改めてインフラのあるべき姿を探っていくべきと感じた。また、プラットフォームに関しては有償か無償かは今後議論が必要になる。有償での運営はサステナブルな仕組みを構築するためには重要だと思うが、参加者の増加を阻害する可能性もある。(日本マイクロソフト株式会社 藤井様)
 - 【施策①-b 電子譲渡可能記録に関する UNCITRAL モデル法(MLETR)に対応した国内法の整備】や【施策①-c その他の関連法制度(電子帳簿保存法、電子署名法等)の整備】に関して、原本性については、船荷証券等の電子化を着実に進めることは重要であるが、その他に改めて規定する必要はないと考えている。書面の電子化自体はなしうるが、実際に如何に書類を減らしていくかになってくるので、規制側ではどうすると書類を使わなくなるかを考えていくアプローチが良い。また、例えば認証手段の普及率が低いタイミングで義務化することにより、却って認証手段を含むシステム全体の導入が遅れるケースもあるため、ある程度普及が進んだ後に義務化していくアプローチを推奨する。また、データ連携性の向上に向けた施策案に関しては、個別に実務が組み立てられた場合は、電子化したとしてもあまり成果が上がらないと思われるため、ガイダンスを定めるにあたり、全体的な効率化が図られるように実務を合わせてい

くことが重要である。加えて、情報連携という観点では、なるべくワンストップで取引が行われることが望ましい。また、ネットワーク効果の創出に関して、プラットフォーム間の連携を検討する際は、最低限標準化しておいた方がいい項目を特定しておくべきと考える。(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 落合様)

- eB/L のパイロット事業は優先順位がやや低い評価であったが、ICC のグローバル戦略でも金融包摂は大きな目標になっていることを踏まえ、eB/L は積極的に電子化を推進したい。また、データ流通インフラの構築に関しては証券保管振替機構など既存のシステムを活用することも一案である。海外動向は今後も注視したい。(株式会社三井住友銀行 平田様)
- TIS 株式会社は Sler としてブロックチェーンを活用した LC 発行プラットフォームである Contour と協業している。3 点意見がある。1 点目はタイムラインに関して、現状 2024 年に 1 度パイロットを実施してガイドラインを作成する流れになっているが、1 度のパイロットでガイドラインの作成を終えるのは難しいため、アジャイル的に規模を大きくしながら試す動きも考えられる。2 点目は、プラットフォームに関して、既に民間連携が進んでいる部分もあるので、これまでの流れから分断しないよう注意する必要がある。3 点目は、SMBC 平田氏も言っていたが、貿易分野のデジタル化は eB/L の実現に依存すると考えている。現状、国内法の整備は進んでいるが法整備の終了は 2026 年から 2027 年になる見込みであるため、その間に暫定的にデジタル化の波を進める施策があればよいと考えている。(TIS 株式会社 内田様)
- 【施策③-c-2 貿易業務における実用ニーズに関する革新的なソリューションを提供するスタートアップ企業への支援】に関して、施策の対象となるのは在日本のスタートアップだけか、日本企業が 100% 出資している海外スタートアップも対象となるか。支援対象に関してイメージがあれば聞きたい。(株式会社トレードワルツ 染谷氏)
 - ▶ 国税を使う以上は、対象は在日本の企業になると考えている。在海外の日系企業は一部対象になりうるが、施策内容による検討になる。(経済産業省)
- 利用する立場として「どうなれば利用したいか」という観点で考察していた。貿易は複雑な情報がありフォーマットも統一されていないため、独自フォーマットとインターフェースのイメージ(参考資料 1 の P.29) は納得感がある。施策案に関して、シンガポールの支店に対して DEA によって得られた効果を照会したが、輸出入申告時では紙ではなく PDF で電子的に通関申告を行っているため、直接的な効果は感じないとの回答であった。今後は利用促進する際のインセンティブが具体的に提示できれば、荷主や業界の方から参画してもらえと思われる。(株式会社デンソー 辻村様)
- デジタル化したデータを荷主から荷受人まで共有することが大切と考えている。この場合、プラットフォームが乱立すると問題がある。現状、荷主は複数のフォワーダを使うことが一般的となっており、プラットフォームが乱立すると情報共有が困難になる。(株式会社日立物流バンテックフォワーディング 稲葉様)
- コンテナ船が取り扱う B/L は譲渡性を有するオリジナル B/L と Sea Waybill が存在する。船舶

業界において、譲渡性のあるオリジナル B/L が使われているケースは約 20%であり、約 80% は Sea Waybill が占め、航空業界は 100% Air Waybill である。銀行は LC の観点からオリジナル B/L を重視すると思うが、全体的なデジタル化という観点では、オリジナル B/L はマイナーケースにあたる。そこで今後は、企業内取引やグループ内取引など比較的難易度の低いところから集中的に取り組み、その後に段階的にデジタル化を進めるアプローチもよいと感じた。
(郵船ロジスティクス株式会社 西永様)

- 海上保険は一定程度デジタル化が進んでいると自負しているが、大きく分けて 2 つの方向性に分かれている。1 つ目は、各保険会社の WEB インターフェースから荷主が海上保険依頼を行う場合で、2 つ目は大手の総合商社や荷主が EDI として保険会社と個別にデータ交換を行う場合である。今後は、TradeWaltz などの貿易プラットフォームを介して保険取引を行う方式に移行させていくことが重要と思うが、この取組を進めるために必要な要素を保険会社や貿易プラットフォームと協議できる場があるとよい。(三井住友海上火災保険株式会社 折田様)
- プラットフォーム側の視点として、様々な国で実証試験を行う中、現地ユーザは「PDF データではなく構造化データでのやりとりへ変えることにより飛躍的な業務効率化を実現したい」と、構造化データでやり取りするトレードワルツに期待を寄せて頂く声が多いことに気づいた。ユーザのインセンティブは PDF までで良いのか、構造化データまでが良いかは精査が必要。今後、荷主から得たデータを一気通貫で取り扱う際は、共通のデータ項目を用いて構造化したデータを使う必要があるので、範囲を決めて取り組むアプローチが良い。西永氏の発言にあった通り、Sea Waybill が主流となる中、BPR を通じてこれまでオリジナル B/L で行われてきた業務を Sea Waybill で行うことで、業務面から取引を簡易化するアプローチも有意義であるが、最終的には、得られた構造化データを用いて一気通貫で取引できる絵姿が見えることが望ましい。ユーザの声を生かしながら貿易プラットフォームの在り方を議論したい。(株式会社トレードワルツ 染谷氏)
- この分野に関して、SDGs や GX (Green Transformation) の観点も重要視しているが、具体的な施策に落ちていないのが現状であり、中国や欧米からも遅れをとっていると理解している。例えば、温室効果ガスの可視化では荷主だけでなく、船舶、倉庫、サプライヤといった様々な切り口で検討していきたい。(三菱商事 金田様)
- 業務の効率化の観点において、通関など手続が必要となるプロセスが生じる場合は、デジタル化された情報を一度提出すれば手続が終了となるよう、可能な限り行政手続と合わせて検討することも必要である。また金融機関との連携に関して、支払に関する手続や LC の手続も簡便に行えるような繋ぎ込みの協議を進めてほしい。(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 落合様)
- 取組の背景として貿易手続の電子化を通して、新たなデータ利活用サービスや、データ共有の仕組みが構築されることを目指している。ここで、国際標準に準拠しながらデータ連携性を担保する方向性はあるものの、具体的にどのように実現していくかを重要な論点として TF や WG で議論していただいている。今後、標準仕様を用いてシステムが構築されるよう、データ

レジストリやガイドラインの整備や補助金の検討などを進めている。辻村氏から指摘があった通り、ユーザにとってのインセンティブやメリットは明確に示す必要があると認識している。また、タイなど貿易分野の相手国からの問い合わせも多々受けているので、貿易相手国含めたステークホルダー全体で連携を強化したい。UN/CEFACT への打ち込みに関しては、省内で基準認証を取り扱う部署と連携しながら、今後の実現可能性について議論を進めたい。(経済産業省)

(以上)